

自動車整備技術の高度化検討会 -特定整備の方向性- 中間とりまとめ（案） に関する意見の募集について

令和元年 10 月 9 日
国 土 交 通 省
自 動 車 局 整 備 課

国土交通省では、平成 23 年度より、学識経験者、関係業界、行政機関等からなる「自動車整備技術の高度化検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、自動ブレーキ等の先進技術の点検整備に適切に対応する環境の整備に取り組んでいるところです。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）において、事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲を、取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等に拡大するとともに、対象装置として、自動運転車に搭載される自動運行装置を追加し、その名称を「特定整備」とすることや、自動車メーカーから特定整備を行う事業者等に対し、点検整備に必要な技術情報の提供を義務づける規定が追加されたこと等を受け、検討会では、これらの制度の詳細について検討を行い、中間とりまとめの案を作成いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

自動車整備技術の高度化検討会 中間とりまとめ（案）（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和元年 10 月 9 日（水）～令和元年 10 月 30 日（水）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

意見提出にあたっては、中間とりまとめ（案）の該当ページ及び行数について明記ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「自動車整備技術の高度化検討会 中間取りまとめ（案）に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_TPB_GAB_SEB@ml.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ F A Xの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <https://www.e-gov.go.jp/publiccomment/>
- ② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42426）

F A X 03-5253-1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

自動車整備技術の高度化検討会 -特定整備の方向性- 中間とりまとめ (案)
に関する意見

フリガナ 氏名	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	該当箇所: ____ページ、____行目
ご意見の理由	